

品川区生活困窮者支援会議設置要綱

制定 令和 7 年 3 月 2 5 日 区長決定 要綱第 5 1 号

(設置)

第 1 条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、品川区生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、支援会議の設置目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第 3 条 支援会議は、生活福祉課長が招集し、主宰する。

2 支援会議は、支援の対象となる生活困窮者の生活実態等に応じて、生活困窮者に対する支援に関係する民間支援団体、区職員その他の関係者のうち生活福祉課長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(意見の聴取等)

第 4 条 生活福祉課長は、第 2 条各号に掲げる事務を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 5 条 支援会議の事務に従事する者または従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 6 条 支援会議の庶務は、福祉部生活福祉課が処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織および運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。